

ジクロルメタン取り扱い業務の健康管理手帳交付対象業務に係る検討について

1. はじめに

有害な業務に従事する労働者及び有害な業務に過去に従事し、現に事業者で使用されている労働者については、労働安全衛生法第 66 条第 2 項等に基づき事業者が特殊健康診断を実施している。また、労働安全衛生法第 67 条の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第 23 条各号に掲げるがんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち、労働安全衛生規則第 53 条第 1 項に規定する一定の要件を満たすものは、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し健康診断を実施している。

現在、健康管理手帳の交付対象業務は 12 業務、平成 24 年末における累積交付数の合計は、約 6 万 2 千件である。

2. 健康管理手帳交付の基本的考え方について

労働安全衛生法第 67 条、労働安全衛生法施行令第 23 条に規定する健康管理手帳交付対象業務については、平成 7 年 12 月労働省の検討会がとりまとめた「健康管理手帳交付対象業務等検討結果報告」において、以下の①～③のいずれの要件も満たす物質の取扱い業務等を、健康管理手帳の交付対象として検討している。

- ① 当該物質等について重度の健康障害を引き起こすおそれがあるとして安全衛生の立場から法令上の規制が加えられていること
 - イ 製造等禁止物質
 - ロ 製造許可物質
 - ハ その他の規制物質等
- ② 当該物質等の取扱い等による疾病（がんその他の重度の健康障害）が業務に起因する疾病として認められていること
 - イ 労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 7 号「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における疾病」等
 - ロ 中央労働基準審議会（※）の議を経て労働大臣の指定する疾病として、告示により指定された疾病（同別表第 1 の 2 第 8 号）

- ③ 当該物質等の取扱い等による疾病（がんその他の重度の健康障害）の発生リスクが高く、今後も当該疾病の発生が予想されること

（※現行：労働政策審議会）

なお、上記の要件の①ハに該当する、従前の健康管理手帳の交付対象の規制物質等としては、クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩、砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）、コークス又は製鉄用発生炉ガス、塩化ビニル又はポリ塩化ビニル及び粉じん作業があり、これらは、特定化学物質障害予防規則等によるばく露防止対策等とともに、健康診断については、労働安全衛生法第66条第2項等に基づき、事業者が有害な業務に過去に従事し、現に事業者で使用されている労働者を対象に行う特殊健康診断の対象業務とされている。

また、上記の要件の③については、主として近年の労災認定の事例の有無等を勘案してきたところである。（別表1参照）

3. 新たに特殊健康診断の対象となった物質（ジクロルメタン）の健康管理手帳における取扱いについて

（1）現状

当該物質に関しては、健康管理手帳の交付対象の業務となっていない。

（2）検討

①安全衛生の立場から法令上の規制

・「ジクロルメタン」については、国際的には IARC (WHO 国際がん研究機構) の評価において、Group 2B「ヒトに対する発がん性が疑われる (Possibly Carcinogenic)」に分類され、特化則の対象として現在同物質の規制について、検討されている。

②疾病（がんその他の重度の健康障害）が労基則別表第1の2第7号における業務に起因する疾病として認められていること

③今後も当該疾病の発生が予想される

- ・平成25年6月13日の検討会により、当該物質が胆管がんの原因とされ、1件が労災認定された。

労災認定疾病名	労災認定件数		
	昭和55年度～ 昭和62年度	昭和63年度～ 平成24年度	平成25年度 (6月末現在)
ジクロルメタンを用いて行う 校正印刷業務	0	0	1

このことから、健康管理手帳交付要件の①のハ及び②のイには該当するが、③に該当しないこと。

職業がんの労災補償状況

別表1

表：各年度中に職業がんで新規に支給決定を行った者の疾病、年度別の推移

(単位：人)

	年度	～平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
◎	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	386	5	6	2	4	2	405
◎	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	94	5	0	2	2	4	107
◎	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	22	0	0	1	1	0	24
◎	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	8	0	0	0	0	0	8
◎	石綿にさらされる業務による肺がん	1,350	502	503	480	424	400	3,659
◎	石綿にさらされる業務による中皮腫	2,005	500	559	536	498	544	4,642
○	ベンゼンにさらされる業務による白血病	9	0	0	0	0	0	9
◎	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	13	1	0	0	0	0	14
	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	25	0	0	1	3	1	30
◎	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	214	6	9	7	11	4	251
◎	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	187	1	1	3	4	2	198
◎	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無気砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	76	1	0	0	1	0	78
○	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	5	0	0	0	1	0	6
◎	ジアニシジンによる尿路系腫瘍	2	0	0	0	1	0	3
	その他のがん	382	0	2	1	0	0	385
	計	4,778	1,021	1,080	1,033	950	957	9,819

(注)◎：健康管理手帳交付対象業務、○：特化則対象業務

「その他のがん」については、労基則別表第1の2第7号18に該当する疾病である。なお、平成8年度まではじん肺肺がんを含む。

平成20年度の2件は電離放射線にさらされる業務による非ホジキンリンパ腫及び塩化ビニル取り扱い業務による肝細胞がん。

平成21年度の1件は電離放射線にさらされる業務による多発性骨髄腫である。

平成21年度までは電離放射線にさらされる業務は「その他のがん」に含まれていた。

(厚生労働省労働基準局労災補償部補償課作成。一部改編)

ジクロロメタンの実態について

1. 業種別届出事業所数

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出制度)^{※1}において、事業者が把握した排出量・移動量について、平成23年度は全国で36,638の事業所から届け出があった。うちジクロロメタン(塩化メチレン)は4,362事業所から届け出があった^{※2}。その内訳は、下水道業 1,987、一般廃物処理業 941、金属製品製造業等(鉄鋼業等含む) 637、化学工業等(医薬品製造業等含む) 290、パルプ・紙・紙加工品製造業等(ゴム製品製造業等含む) 234、産業廃棄物処分業 146、その他(自然科学研究所等含む) 127事業所である。なお、「その他」には、出版・印刷・同関連産業 21事業所が含まれる。

2. 届出排出量・移動量

全国・全物質の届出排出量・移動量は399,000トン(排出量174,000トン、移動量225,000トン)であり、うちジクロロメタンは21,000トン(排出量14,000トン)で、届出排出量・移動量において4番目に多く、総届出排出量・移動量の合計に対して5.2%(排出量では7.8%)を占める。

3. 届出排出量と届出外排出量^{※3}の合計

経済産業省及び環境省が推計を行った平成23年度の全国・全物質の届出外排出量の合計は255,000トンであり、届出排出量との合計は、429,000トンである。うちジクロロメタンは16,000トンで、届出・届出外排出量において5番目に多く、総届出・届出外排出量の合計に対して3.6%を占める。

※1: PRTR (Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出制度)

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出る。行政機関は、そのデータを整理し集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表する。PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになる。諸外国でも導入が進んでおり、日本では1999(平成11)年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)により制度化された。

※2: 対象業種であり、常用雇用者数が21人以上、1トン以上を製造する等の要件を満たした事業所。

※3: 対象業種に属する事業を営む事業者だが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならない事業者からの排出量や、非対象業務からの排出量、家庭からの排出量、移動体からの排出量の合計。

出典

平成23年度PRTRデータの概要—化学物質の排出量・移動量の集計結果—
環境省ホームページ(PRTRインフォメーション広場)